科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成 24年 5月 29日現在

機関番号: 1 4 4 0 1 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2010~2011 課題番号: 2 2 7 3 0 0 8 1

研究課題名(和文) 不当条項規制に関する個別訴訟と団体訴訟の横断的考察

研究課題名(英文) Differences in Control of Unfair Contract Terms between Individual-

and Collective Action

研究代表者

武田 直大 (TAKEDA NAOHIRO)

大阪大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号:80512970

研究成果の概要(和文): 不当条項規制の効果論において、部分的に不相当な条項を、全部無効とすべきか一部無効のとどめるべきかという議論がある。しかしながら、この問題の前提として、そもそも何を一つの条項ととらえるべきかについては、これまでほとんど検討がされてこなかった。本研究においては、ドイツ約款法における議論を参考に、個別訴訟と団体訴訟の差に留意しつつ、この問題に対する検討を行った。

研究成果の概要(英文): About the effect of unfair contract terms control the following problem is discussed: Wenn a part of a term is unfair, is only the part or all of the term invalid? However, we haven't considered enough, what 'a' term is. In this study I treated this question, comparing Japanese law with German law. Moreover I cared about the differences between individual action and collective action.

交付決定額

(金額単位:円)

			(35 H)(1 137 • 1 4)
	直接経費	間接経費	合 計
2010年度	500,000	150, 000	650, 000
2011年度	500, 000	150, 000	650, 000
年度			
年度			
年度			
総計	1, 000, 000	300, 000	1, 300, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:法学・民事法学 キーワード:不当条項規制、約款、ドイツ法

1. 研究開始当初の背景

(1) 不当条項規制に関する議論状況

不当条項規制に関しては、2000年の消費者契約法の制定と前後して、中心条項や個別交渉条項の規制可能性などの問題が、また、同法制定後には、9条1号の「平均的な損害」の意味、10条における任意規定と信義則の意義などが、議論の対象とされてきた。しかしながら、本研究が取り上げた問題については、依然として十分な検討が加えられていなか

った。

(2) 消費者団体訴訟制度の創設

他方で、2006年の消費者契約法の一部改正によって消費者団体訴訟制度が創設され、2007年6月から施行されている。団体訴訟制度については、我が国においても以前から研究がなされていたが、従来の民法学・民事訴訟法学においては、我が国に制度が存在しなかったこともあり、個別の解釈論上の問題に

ついては、十分な解釈論上の検討がされてこなかったとの指摘がされていた。

2. 研究の目的

以上のような問題状況を踏まえて、本研究は、不当条項規制について、従来からの個別訴訟と新たに導入された団体訴訟との異同が問題となり得る個別的な解釈問題について、検討を加えることを目的とした。具体的には、規制の対象となる条項の画定の問題、すなわち、契約のどの部分が1つの条項として規制の対象となるのかという問題である。この問題は、一部が違法な条項が全体として無効となるのか、それとも一部無効に留まるのかという、条項一部無効論の前提として、指摘されているものである。

3. 研究の方法

以上の検討課題について、本研究は、ドイツ約款法との比較法研究を行う。ドイツにおいて、内容規制の効果論は、1976年に旧約款規制法が制定された後、とりわけ 1980年代を中心に盛んに議論されてきた。そのなかで、条項の画定の問題は、一定の議論の蓄積を見ており、我が国におけるこの問題の指摘も、このドイツ法の議論に示唆を受けたものと思われる。しかしながら、我が国において、このドイツ法の議論状況を詳細に検討した研究は存在せず、立ち入った検討を加える余地が残されている。

4. 研究成果

(1) 個別訴訟における規制対象の画定

① 問題の所在

個別訴訟における不当条項規制の効果論においては、一部が違法な条項が存在する場合に、予防思想や約款使用者に対する婦責といった観点から、当該条項を全部無効とするからであるという見解と、法に抵触する部分を支持する見解とがある。この議論の前提とでの支持でをもいう問題が存在する(規制対象をであるという枠組みが、いかとのの当時である。となるの当題となる(規制対象をであるが、という枠組みが、にいう枠組みが、にいう枠組みが、にいう枠組みが、にいう枠組みが、に対対のの当時である。という枠組みが、に対対を変更にの異議の問題)。

② ドイツにおける議論状況

ドイツにおいては、当初から、条項画定→ 条項一部無効の可否という2段階の判断枠組 みが提起されたわけではない。むしろ、初め に主張されたのは、個別の条項を画定したう えで、条項の可分性の問題と効力維持的縮減 の問題とを区別する判断枠組みである。そこ では、個別の規律内容に応じて条項の可分性 を肯定することができるとされたが、条項の 画定と可分性とが同様の基準によって判断 されるものとされ、両者の棲み分けや、条項 全体を規制対象と捉えるのか、条項の一部を 規制対象と捉えるのかなど、判然としなかっ た

このような難点を批判して主張されたのが、当該約款の文言において既に分節化がされているか否かなどといった形式的基準によって、条項一部無効ないし縮減の可否を決すればよいとの見解である。この見解の基礎には、裁判官による裁量的な契約形成を抑制しようとの意図があるが、他方で、約款使用者による約款の分節化による無効範囲のコントロールについては、広く肯定されることになる。

ここまでの議論を踏まえて主張され支持 を集めたのが、独立した有効性審査の可能性 を基準として、規制対象の画定を図る見解で ある。これは、無効範囲を論じる前提として、 規制対象を画定する必要があるとの認識を もとに、その画定は、「約款の一部の実質的 な規律内容が独立した有効性審査を可能に するか」という規範的な基準によって、規制 対象の画定を図ろうとするものである。

③ 結論

以上の議論において、条項の可分性ないし規制対象の画定という問題設定には、当該約款の効力を否定し得る最外延を定める機能が認められる。その背景には、「違法性評価の対象となっていないものは、効力を否定しえない」という思想を見出すことができる。そして、このような思想を表現するには、条項の可分性よりも、規制対象の画定という問題設定が適切である。

このような形で規制対象の画定問題を位置づけるならば、「具体的な規制規範に照らして、何が違法性を基礎づけているか」を基準とすることが、目的適合的である。

(2) 団体訴訟における規制対象の画定

① 問題の所在

団体訴訟に関しては、請求の趣旨および判決主文をどのように定式化すべきかという問題との関連において、条項の画定や条項一部無効の問題が論じられている。 すなわち、差止対象となる条項ないしその一部をどのように特定すべきか、さらにそこから、差止範囲がどのように決せられるのかという問題である。

② ドイツにおける議論状況

条項の可分性ないし規制対象の画定を問題とする論者は、団体訴訟においても、これらと効力維持的縮減の区別が意味を持つとしている。

まず、条項の可分性または「独立した有効性審査の可能性」を基準として規制対象をもする論者においては、団体訴訟においてる、同様の基準によって差止対象を特定するとが要求されている。原告団体が請求の基準においる。原告団体が請求のような特定を行うことは、可能であるとされる。他方で、条項のつ、際に規制対象の問題として捉えず、も、、実の制力節化を要求しない論者止されている条項の使用が禁止されにの規定されている条項の使用が禁止されいも対だと、その一部を引き続き使用してよくにが不明確であるとの理由から、少なも裁判所による条項分割を要求している。

これに対して、効力維持的縮減の対象となる条項については、請求の趣旨においとされては、請求の趣旨にお必要が違法であるかを特定する必要がであるかを特定する。されている。されなければ、原ずれないまた、いずを負うこと、また、いずを負うこと、また、の理由とないが、その理由とないる。が違法なには、がいる。はないる。といる。とは、がいてはないで、、原告ががに自ったはない。といる。とは、で、、原告ががに自ったない。といる。とは、のの差止をががに自った。とは、ののが、判決を示すことは、不要であるとされている。

③ 結論

以上のような議論に反して、私見によれば、 条項の可分性ないし規制対象の画定と効力 維持的縮減とを区別することは、団体訴訟に おいて決定的な意味を持たない。

なるべく広く不当な条項の使用を禁止しようとするならば、当該約款のうちのどの部分が違法であるかを、より狭く特定することが必要である。したがって、規制の実効性を確保するという観点からは、条項の可分な一部ないし個別の規制対象を特定するのみならず、効力維持的縮減の対象となる条項についても、どこからが違法なのかを、なるべく詳細に特定することが望ましい。

また、原告に対して違法部分の特定をどこまで期待することができるかという点についても、規制対象の画定か効力維持的縮減かという区別が決定的な意味を持つことにはならない。というのは、この期待可能性の有無について決定的なのは、法的基準が明確であるか否かだからである。

このように見ると、個別訴訟と団体訴訟とで同一の枠組み・判断基準を用いる見解は、十分に基礎づけられていないものといえる。せいぜいのところ、可能な限り詳細に違法部分を特定することまでは、原告に要求されない――そこまでしなくても、差止対象は特定される――ということが、言えるだけである。

(3) ドイツにおける判例法理

ここまでドイツにおける学説の議論を中心に検討してきたが、最後に、ドイツにおける判例法理がどのように展開されているかについても、若干の検討を行った。ドイツ判例は、我が国でいうところの条項一部無効にあたる効力維持的縮減を禁止しているところ、規制対象の画定と効力維持的縮減との限界づけが問題とされる。

① 裁判例の展開

規制対象の画定に関するドイツにおけるリーディングケースとして位置づけられているのが、連邦通常裁判所(BGH)第8民事部1981年10月7日判決(NJW 1982,178)である。これは、自動車販売約款における売主の解除権留保条項に関する団体訴訟における裁判例である。その中で、BGHは、①約款条項の一部が無効とされた場合に、残部が維持されるには、それ自体から理解可能であり、かつ意味を有しなければならない、②内容的に可分な、個別にそれ自体から理解可能な約款規律は、個別の有効性審査の対象となりうる、という2つの準則を定立した。

つづいて問題とされたのが、BGH 第 3 民事 部 1984 年 5 月 28 日判決(NJW 1984, 2816)である。個別訴訟に係るこの判決においては、「撤回不可能な形で」振込および融資を委託する旨の条項が問題とされた。BGH は、「撤回不可能な形で」という部分についてのみ条項を無効としたが、振込および融資の委託それ自体は有効であるとした。その際、先の 1981 年判決が挙げる 2 つの準則が充足されることのほかに、「撤回不可能な形で」という文言を、他の文言を改変せずに削除し得るとし、その点で許容されない効力維持的縮減には当たらないとした。

ところが、その後、BGH 第9 民事部 1995 年 5月18日判決は、1984年判決の文言改変禁 止原則を緩和するに至った。この判決は、保 証目的表示の有効性に関するものであった が、BGH は、主たる債務者の現在および将来 の全ての債務を保証する旨の記載を、「保証 の意思表示に際して存在した信用関係から 生じる現在および将来の全ての債権を保証 する」という形で維持し、それを超える保証 目的表示を無効とした。このような条項分割 は、文言の改変なしには不可能であった。し かしながら、BGH は、ここでの条項の書きか えは、保証人の観念に合致する給付内容を維 持する者であるとして、効力維持的縮減の禁 止目的に抵触しないとした。この 1995 年判 決に対しては、学説の批判もあり、その後 BGH は、同様の解決を、補充的契約解釈によって 行うに至っている。

② 判例法理の検討

これらの判例について、次のことを指摘した。

まず、1984年および1995年判決に対して は、効力維持的縮減にあたり判例によれば許 されないはずであるとの批判が存在する。し かしながら、「何が違法性評価を基礎づけて いるか」に注目するならば、これらの判決の 処理を規制対象の画定に位置づけることが 可能である。すなわち、1984年判決について は、振込・融資委託の撤回不可能性だけを不 相当とし、委託それ自体については問題視し ていないものと解する余地がある。また、 1995年判決においては、保証契約締結の原因 となった債権に対する保証ついては、そもそ も約款規制の対象にならないとの立場が前 提とされている。また、このような規範的基 準に基づいて条項分割がされている以上、裁 判官が恣意的な契約形成を行っているわけ ではない。さらに、保証人は、当初より予定 していた債務について保証することになる のだから、このような分割が透明性の要請に 反することもない。

他方で、判例が、規制対象の画定と残部維持基準 (1982 年判決における①準則) を結び付けていることには問題がある。何が規制対象となり無効となりうるのかという問題と、その他部分がどのような場合に維持されるのかは、別問題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計1件)

①<u>武田直大</u>「不当条項規制における規制対象 の画定(1)(2・完)」阪大法学 61 巻 (2011 年) 1号 111~157 頁、2号 141~184 頁、査読無

6. 研究組織

(1)研究代表者

武田 直大 (TAKEDA NAOHIRO) 大阪大学・大学院法学研究科・准教授 研究者番号:80512970